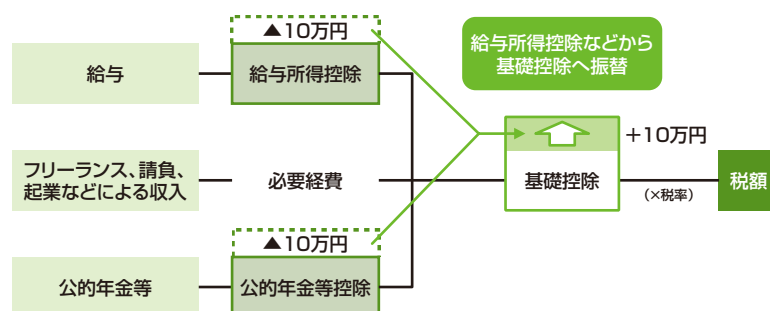


令和3年度の個人住民税から 控除額が変わります

関税務課 ☎388-1112

1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化に伴い、フリーランスや起業、子育てしながら在宅で仕事を請け負う方など、さまざまな形で働く皆さんを応援するため、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、すべての所得に適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げ(33万円→43万円)ます。



2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額の基礎控除への振替に加え、給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額を850万円に、給与所得控除の上限額を195万円にそれぞれ引き下げます。

3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の基礎控除への振替に加え、公的年金などの収入が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額に上限額が設定されます。公的年金等控除の上限額は195万5,000円です。

また、公的年金などの収入以外の所得の合計が1,000万円を超える場合は、控除額を引き下げます。引き下げ額は、他の所得が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円です。

4) 基礎控除の見直し

基礎控除は、すべての納税者に対して適用され、一律の金額が所得から控除されていました。

今回の税制改正では、基礎控除にも適用要件が設定され、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に減額され、2,500万円を超えると基礎控除が適用されません。

5) 調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

6) 所得金額調整控除の創設

今回の税制改正により、給与などの収入金額が850万円を超える方は、給与所得控除額の引き下げが10万円を超えるため、負担が増えることになります。

そこで、本人が特別障がい者である場合や、23歳未満の扶養親族や特別障がい者である扶養親族がいる場合は、給与所得控除額の引き下げ額が10万円以内に収まるよう、所得金額調整控除により給与所得の金額を調整し、介護や子育て世代の負担増を軽減します。

7) 非課税基準や所得控除などの適用に係る 合計所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準や同一生計配偶者・扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されます。

《非課税基準、同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額要件の改正》

要件など		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円	65万円
障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者や扶養親族がない方	28万円+10万円	28万円
	同一生計配偶者や扶養親族がある方	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+16万8,000円	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+16万8,000円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	同一生計配偶者や扶養親族がない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者や扶養親族がある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+32万円

8)未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の改正

①ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同一にする子(前年の合計所得金額などが48万円以下)を持つひとり親で、前年の合計所得金額が500万円以下の方はひとり親控除の対象になります。

②寡婦控除の改正

ひとり親控除の対象とならない寡婦は、引き続き寡婦控除として26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)が設定されます。

現 行		改正後	
寡婦(寡夫)控除		寡婦控除	
本人が女性	配偶関係	死別	離別
	本人所得	~500万	500万~
	扶養関係	子	30万
	子以外	26万	26万
本人が男性	配偶関係	死別	離別
	本人所得	~500万	500万~
	扶養関係	子	26万
	子以外	26万	26万
※合計所得金額500万円=年収678万円		※住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」の記載がある者は対象外とする	

※令和3年度個人住民税の改正点については、町ホームページでさらに詳しく掲載しています。